



島根県報

平成19年 4 月 3 日 (火)
第 1,867 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	1
介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(")	1
介護保険法の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退	(")	2
土地改良区の定款変更の認可	(農 村 整 備 課)	2
土地改良区の解散の認可	(")	2
森林法第189条の規定による告示及び掲示	(森 林 整 備 課)	2
土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	3

公 告

私立学校法第64条第 4 項の法人の解散	(総 務 課)	4
公共測量の終了	(用 地 対 策 課)	4

漁調委指示

沿岸いか釣漁業及び小型いか釣漁業の制限		5
---------------------	--	---

議会告示

島根県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部改正		5
島根県政務調査費の交付に関する規程の一部改正		5

告 示

島根県告示第292号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項及び第53条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号及び第115条の 9 第 1 号の規定により告示する。

平成19年 4 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
株式会社ウェルネス湖北	訪問介護	株式会社ウェルネス湖北 介護センター出雲	出雲市渡橋町782番 1	平成19年 3 月26日
	介護予防訪問介護			

島根県告示第293号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第46条第 1 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したの

で、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成19年4月3日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ウェルネス湖北	株式会社ウェルネス湖北 介護センター出雲	出雲市渡橋町782番1	平成19年3月26日
社会福祉法人 浜田福祉会	居宅介護支援 周布事業所	浜田市治和町八49番地2	平成19年4月1日

島根県告示第294号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定による同法第48条第1項第3号の指定の辞退があったので、同法第115条第2号の規定に基づき告示する。

平成19年4月3日

島根県知事 澄 田 信 義

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	指定辞退年月日
医療法人 川上外科医院	川上外科医院	松江市上乃木3丁目11-10	平成19年3月31日

島根県告示第295号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平田市伊野土地改良区の定款変更を平成19年3月27日付けで認可した。

平成19年4月3日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第296号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、那賀郡三隅町土地改良区の解散を平成19年3月23日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成19年4月3日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第297号

平成19年島根県告示第164号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を安来市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成19年4月3日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
安来市広瀬町宇波2351から2353まで、2373、2437、2442、2444、2447、2448、2456、2457、2455 - 3	細田 芳政	松江市西津田 1 - 2 - 9
安来市広瀬町宇波2311、2371	竹田 房光	安来市広瀬町広瀬772 - 10
安来市広瀬町宇波2498、2500	山崎 隆	安来市上吉田町979
安来市広瀬町宇波2498、2500	中尾 喜久江	安来市上吉田町880

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

島根県告示第298号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成19年 4 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

東出雲町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

上新 2 区 A、上新 2 区 B、上新 2 区 C、上新町 A、上新町 B、上新町 C、上新町 D、上新町 E、上分 A、上分 B、上分 C、上分 D、上分 E、上分 F、上分 G、上分 H、上分 I、出雲金刀比羅宮東 A、出雲金刀比羅宮東 B、出雲金刀比羅宮東 C、市原 A、市原 B、一穂神社北 A、一穂神社北 B、揖屋町 A、揖屋町 B、岩崎神社東 A、岩崎神社東 B、岩崎神社東 C、岩鼻 A、岩鼻 B、岩鼻橋南、内馬 A、内馬 B、内馬 C、内馬 D、内馬 E、内馬 F、内馬 G、内馬 H、内馬 I、大木 A、大木 B、大木 C、大木 D、大木 E、春日 A、春日 B、春日 C、春日 D、春日 E、春日 F、春日台 A、春日台 B、春日台 C、春日台 D、春日台 E、春日台 F、栗坪、古城 A、古城 B、古城 C、古城 D、五反田 A、五反田 B、五反田 C、五反田 D、崎田、崎田 2 区 A、崎田 2 区 B、崎田 2 区 C、崎田 2 区 D、椎ノ木 A、椎ノ木 B、椎ノ木 C、椎ノ木 D、椎ノ木 E、下意東 A、下意東 B、下意東 C、下意東 D、乗光寺北 A、乗光寺北 B、乗光寺西 A、乗光寺西 B、須田 A、須田 B、須田 C、須田 D、須田 E、須田神社北 A、須田神社北 B、須田神社南、高庭 A、高庭 B、高庭 C、高庭 D、高丸 A、高丸 B、高丸 C、高丸 D、高丸 E、高丸 F、高丸 G、附谷 A、附谷 B、附谷 C、中意東 A、中意東 B、中意東 C、中津、野呂 A、野呂 B、畑 A、畑 B、畑ヶ田 A、畑ヶ田 B、羽入 A、羽入 B、羽入 C、羽入 D、羽入 E、羽入 F、羽入 G、羽入 H、古屋敷 A、古屋敷 B、宝満山、本谷奥組 A、本谷奥組 B、本谷奥組 C、本谷下組 A、本谷下組 B、本谷中組 A、本谷中組 B、本谷中組 C、本谷中組 D、南中津 A、南中津 B、南中津 C、向川原 A、向川原 B、山口谷、山根、四廻 A、四廻 B、四廻 C、四廻 D

(2) 土石流

出雲郷 A、市原谷 A、市原谷 B、井戸谷川、今宮谷、揖屋町 A、揖屋町 B、揖屋町 C、揖屋町 D、揖屋町 E、揖屋町 F、揖屋町 G、揖屋町 H、揖屋町 I、揖屋町 J、揖屋町 K、揖屋町 L、揖屋町 M、揖屋町 N、揖屋町 O、揖屋町 P、揖屋町 Q、揖屋町 R、揖屋町 S、揖屋町 T、揖屋町 V、揖屋町 W、内馬 A、大藪川、春日 A、春日 B、春日 C、春日 D、春日 E、春日 G、春日 H、春日 I、春日 J、春日 K、春日 L、春日 M、春日北谷、上意東 A、上意東 B、上意東 C、上意東 D、上意東 E、上意東 F、上意東 G、上意東 H、上意東 I、上意東 J、上意東 K、上意東 L、川原

谷、熊谷、下意東A、下意東B、下意東C、下意東D、下意東E、下意東F、下意東G、下意東H、下意東I、下意東J、須田A、須田B、須田C、須田D、須田西川、炭焼谷、炭焼東谷、高庭谷、竹崎谷南川、畑川A、畑川B、羽入川A、羽入川B、二重堤、古家敷谷、本谷奥組谷、本谷中組北谷、本谷中組西谷A、本谷中組西谷B、本谷中組東谷A、本谷中組東谷B、三沢奥、山淵谷川A

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は省略し、島根県松江県土整備事務所及び東出雲町役場において一般の縦覧に供する。）

公 告

私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第5項において準用する同法第50条第1項の規定により平成19年3月31日同法第64条第4項の法人が解散したので、私立学校法施行細則（昭和25年島根県規則第105号）第4条第2項の規定により公告する。

平成19年4月3日

島根県知事 澄 田 信 義

1 種別

私立学校法第64条第4項の法人

2 名称

学校法人浜田白鳩学園

3 解散事由

目的たる事業の成功の不能

4 所在地

島根県浜田市松原町277番地5

5 理事長

森岡 茂

6 設置する学校

浜田家政高等専修学校

7 役員

理事 5人

監事 2人

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成19年3月19日に終了した旨国土交通省中国地方整備局松江国道事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成19年4月3日

島根県知事 澄 田 信 義

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

平成19年2月13日から平成19年3月19日まで

3 作業地域

大田市仁摩町馬路地区

隠岐海区漁業調整委員会指示

隠岐海区漁業調整委員会指示第 3 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第 1 項の規定に基づき、沿岸いか釣漁業（総トン数 3 トン以上 5 トン未満の船舶を使用するものに限る。）及び小型いか釣漁業（総トン数 5 トン以上10トン未満の船舶を使用するものに限る。）の操業について、次のとおり制限する。ただし、適用する海域は、島根県隠岐郡の最大高潮時海岸線から10海里以内とする。

平成19年 4 月 3 日

隠岐海区漁業調整委員会会長 屋 田 孝 治

1 操業の承認

沿岸いか釣漁業及び小型いか釣漁業を営もうとするものは船舶ごとに別に定める取扱要領及び取扱方針に基づき、本委員会の操業承認を受けなければならない。

2 操業禁止海域

小型いか釣漁業は、次の各号に掲げる海域において操業してはならない。ただし、するめいか以外のいか類を採捕の目的とし、かつ、手釣又は竿釣により採捕する場合を除く。

- (1) 島根県隠岐郡の最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域
- (2) 次の各線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。ただし、前号に掲げる海域を除く。

ア 島根県隠岐郡西ノ島町冠島東端と同県同郡海士町野田埼東端とを結んだ線

イ 島根県隠岐郡海士町知々井埼東端と同県同郡知夫村竹島東端とを結んだ線

ウ 島根県隠岐郡知夫村帯ヶ埼西端と同県同郡西ノ島町赤灘鼻南端とを結んだ線

3 電気設備等の使用制限

- (1) 1 隻につき集魚灯に使用できる電球の数は 6 個を越えてはならない。
- (2) 電球 1 個あたりの消費電力の最高限度は 3 キロワットとする。
- (3) 2 隻以上の船舶を連結して操業してはならない。

4 承認の取消

本委員会は、漁業調整上必要があると認められるとき、又は当該指示に違反して操業した場合は承認を取り消すことがある。

5 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成19年 5 月 1 日から平成22年 4 月30日までとする。

議 会 告 示

島根県議会告示第 2 号

島根県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程（平成 7 年島根県議会告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成19年 4 月 3 日

島根県議会議長 倉 井 毅

第 2 条第 2 項中「資本」を「資本金」に改める。

附 則

この告示は、平成19年 4 月 3 日から施行する。

島根県議会告示第 3 号

島根県政務調査費の交付に関する規程（平成13年島根県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成19年4月3日

島根県議会議長 倉 井 毅

第5条の見出しを「（収支報告書等）」に改め、同条中「第10条」を「第10条第1項から第3項まで」に改め、同条に次の2項を加える。

2 条例第10条第4項に規定する領収書等の写しは、別記様式第7号により提出するものとする。

3 条例第10条第5項に規定する支払証明書は、別記様式第8号によるものとする。

第6条の見出し中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条中「収支報告書」の次に「、領収書等及び支払証明書」を加え、「、別記様式第7号」を「別記様式第9号」に改める。

第8条の見出し中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条第1項中「収支報告書」を「収支報告書等」に、「30日」を「60日」に改める。

別記様式第7号中「政務調査費収支報告書（写）」を「政務調査費収支報告書等（写）」に改め、「年度政務調査費収支報告書」の次に「、領収書等及び支払証明書」を加え、同様式を別記様式第9号とし、別記様式第6号の次に次の2様式を加える。

別記様式第 7 号 (第 5 条関係)

領収書等添付票

使途基準の項目		添付票整理番号	
使	途		
政 務 調 査 費 の 支 出 額			
調 査 年 月 日 及 び 調 査 地			
領収書等の写し添付欄			

注) 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

別記様式第8号(第5条関係)

支 払 証 明 書

用途基準の項目 及び用途	政務調査費の支 出額	支払先及び支払 年月日	調査年月日及び 調査地	摘 要
		(年月日)	年 月 日 ~ 年 月 日	

上記のとおり相違ないことを証明します。

提出者 ㊟
 (会派にあっては会派名及び経理責任者名)
 (議員にあっては議員名)

- 注) 1 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「摘要欄」に全体額及び按分率又は経費分割内訳額を記載すること。
- 2 領収書等を取得することが困難である理由を「摘要欄」に簡潔に記載すること。

附 則

この告示は、平成19年 5 月 1 日から施行する。

